

議案第16号

天理市印鑑条例の一部改正について

天理市印鑑条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年3月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。